

イ 中央卸売市場の整備

中央卸売市場法は大正12年に制定されて以降、4回にわたり一部改正が行われたが、中央卸売市場に関する制度の改善、中央卸売市場以外の卸売市場に関する統一的な法制の整備の要請を受けて、新たに「卸売市場法」が昭和46年4月3日公布され、昭和46年7月1日施行された。この卸売市場法の施行に伴い、都においても卸売市場法に基づく「東京都中央卸売市場条例」が昭和46年12月1日公布され、昭和47年1月1日施行された。また、「東京都地方卸売市場条例」が昭和46年12月27日公布、昭和47年1月1日施行され、都内の中央卸売市場以外の卸売市場のうち法律に定める一定規模以上の卸売市場についても、地方卸売市場として許可し、業務の指導・監督を行うこととなった。

都は、東京都卸売市場審議会の答申を受けて、昭和47年11月「東京都卸売市場整備計画（第1次）」を策定した。その後、東京都卸売市場整備計画は順次改定され、平成30年5月には第10次の改定を行った。

これらの東京都卸売市場整備計画に基づき、板橋市場（昭和47年2月）、世田谷市場（昭和47年3月）、北足立市場（昭和54年9月）、多摩ニュータウン市場（昭和58年5月）、葛西市場（昭和59年5月）、大田市場（平成元年5月）、豊洲市場（平成30年10月）の各市場を開場し、北足立市場（昭和63年4月）、大田市場（平成2年9月）、板橋市場（平成5年2月）、葛西市場（平成7年4月）、世田谷市場（平成13年4月）の各市場に併設して花き部を設置した。

食肉については、昭和38年8月に決定された「食肉市場設置方針」に基づき、都が半額出資（3億円）する卸売会社の設立と仲買人制度の設置により、昭和41年12月に、従来の都立芝浦屠場から取引部門を分離し、これを食肉市場として業務開始した。

ウ 卸売市場をめぐる環境の変化と法改正

卸売市場の新たな展開と活性化を図り、卸売市場法は平成11年7月に改正され、平成12年4月1日に施行された。その後、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、卸売市場法の一部が改正され、平成16年6月9日に施行された。

法改正の主な内容は、卸売市場における品質管理の高度化、商物一致規制の緩和、卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和、卸売市場の再編の促進、仲買業者に対する財務基準の明確化、取引情報公表の充実である。

都においても卸売市場法及びこれに関連する政令・省令の改正に伴い、東京都中央卸売市場条例の一部改正（平成17年5月1日施行）及び東京都地方卸売市場条例の一部改正（平成17年4月1日施行）を行った。

エ 平成30年卸売市場法の一部改正

食品流通の多様化が進む中、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場において、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含む食品流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進する観点から、平成30年6月に卸売市場法の一部が改正され、令和2年6月に施行された。

改正卸売市場法における主な改正点は、以下のとおりである。

- ・国による様々な規制を廃止し、中央卸売市場の開設者が各市場の特性に合わせて取引規制等を定めることが可能となるため、各市場の実態に応じ、開設者が市場活性化のための創意工夫を生かした取組を実施できるようになること
- ・国が直接実施してきた指導監督権限等が開設者に付与されるため、公平な市場運営を担う公益的役割が更に高まること
- ・高い公共性等の要件を満たす場合、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となること

この結果、中央卸売市場に関する国の関与の度合いも大幅に縮小され、各市場の開設者が実情に合わせて取引ルールを策定することとなった（下記表A-1-1～1-3参照）。

表A-1-1-3 改正卸売市場法の概要

改正前		改正後	
開設者	国の認可	都道府県、人口20万人以上の市	国の認定
	開設区域	開設区域を国が指定	民間も含め制限なし
市場の開設等	業務許可	卸売業者：国の許可	廃止
		仲買業者：開設者の許可	
取引のルール	共通ルール	売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止	改正前どおり
		売買取引の方法：品目区分を設定	業務規程に定める方法による
		決済の確保：業務規程に定める方法による	卸売業者による事業報告書の提出を追加
		—	売買取引の条件の公表
		売買取引の結果等の公表	公表項目を追加

改正前		改正後	
主要な 任意ルール	第三者販売の原則禁止 直荷引きの原則禁止 商物一致の原則 小売行為制限	共通ルール以外のルールを定める場合は、「共通ルールに反しないこと」、「取引参加者の意見を聴くこと」、「そのルールを定めた理由の公表」が必要	

「第1回東京都中央卸売市場条例改正準備会議【資料3】」を参考に作成

平成30年の卸売市場法改正に伴い、都においても、東京都中央卸売市場条例及び東京都地方卸売市場条例の一部を改正し、令和2年6月に施行した。
この条例改正は、法改正の趣旨を踏まえて、取引に関する規制を緩和する一方、公正な取引を確保するために必要な都の指導監督などの規定を維持するものである。
条例改正の概要は表A-1-4のとおりである。

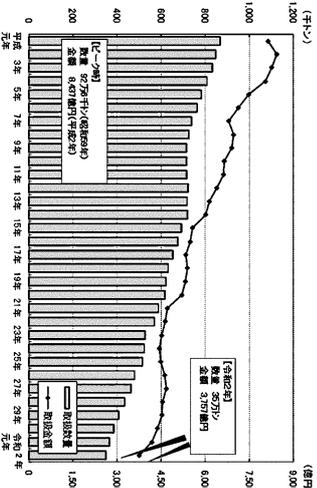
表A-1-4 条例改正の概要

条例の構成	主な事項	改正の概要	
市場関係業者	市場関係業者の責務 市場関係業者の業務の許可	業務の許可の 廃止	
売買取引及び決済の方法	取引のルール	取引の活性化、公正な取引環境確保等の観点から改正	

「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関する概要」

(5) 中央卸売市場の取扱数量等の推移
中央卸売市場の取扱品目別の取扱数量等の推移は、以下のとおりである。

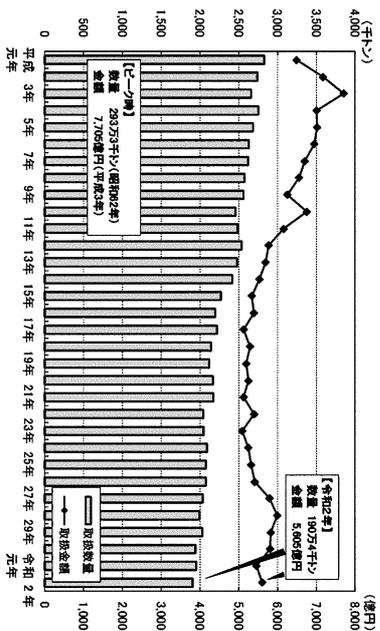
グラフA-1-2 水産物取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

水産物の取扱数量については、平成元年以降、減少傾向が続いている。また、取扱金額は平成2年のピーク時から大きく落ち込んでいる状況となっている。

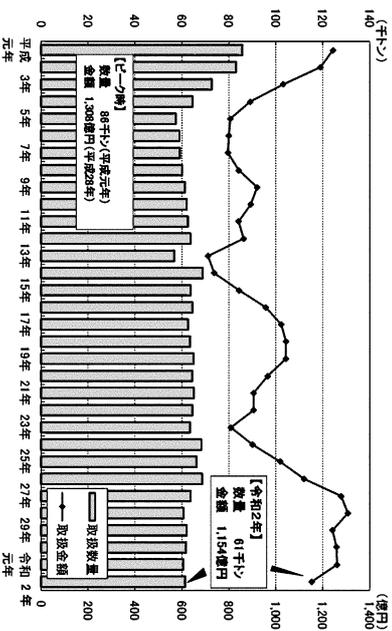
グラフA-1-3 青果物取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

青果物の取扱数量は緩やかな減少傾向が続いている。また、取扱金額は、平成23年以降平成28年まで微増傾向であり、その後一時減少したが、直近は増加に転じている。

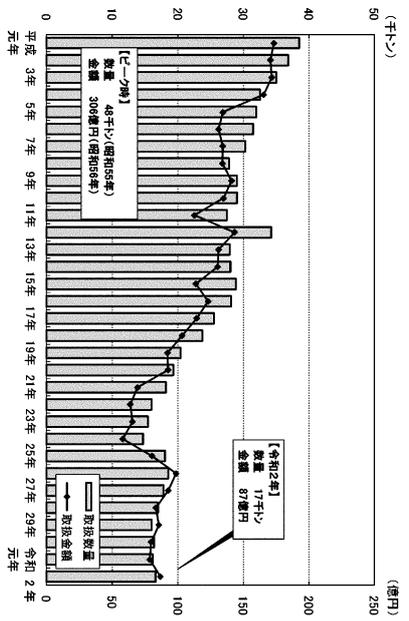
グラフA-1-4 食肉(牛肉)取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

食肉(牛肉)の取扱数量は横ばいであるが、取扱金額は、平成23年以降、増加傾向にある。

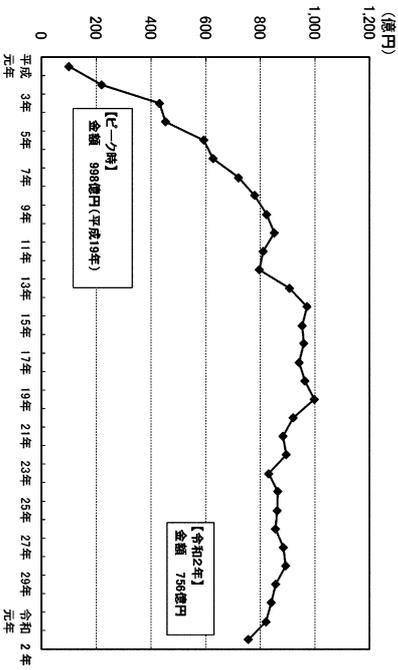
グラフA-1-5 食肉（豚）取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

食肉（豚）の取扱数量は減少傾向にある。取扱金額は、平成27年以降、緩やかな減少傾向にある。

グラフA-1-6 花き取扱金額の推移



東京都中央卸売市場経営計画

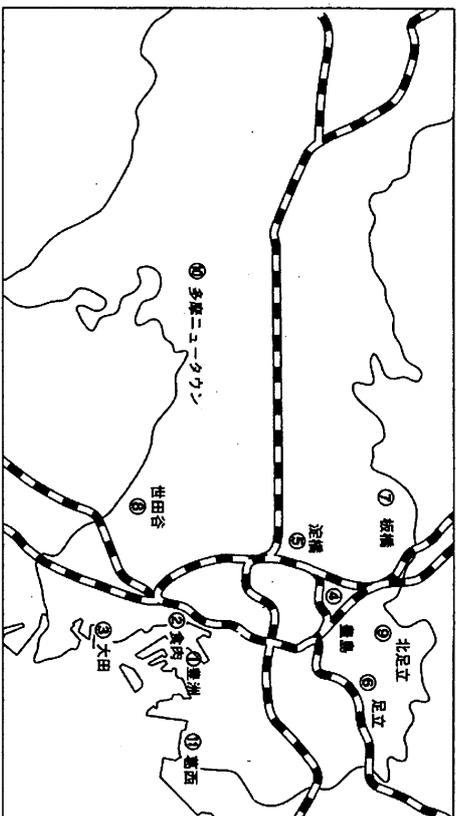
花きの取扱金額は、近年緩やかな減少傾向にある。

2 各市場の概要

(1) 市場の分布

中央卸売市場の各市場の分布は、以下のとおりである。

図A-2-1 各市場の分布図



令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

(2) 市場別取扱品目

各市場の取扱品目は、以下のとおりである。

表A-2-1 各市場の取扱品目（令和4年4月1日現在）

市場名	水産	青果	食肉	花き	市場名	水産	青果	食肉	花き
① 豊洲市場	○	○			⑥ 足立市場	○			
② 食肉市場			○		⑦ 板橋市場		○		○
③ 大田市場				○	⑧ 世田谷市場		○		○
④ 豊島市場		○			⑨ 北足立市場		○		○
⑤ 淀橋市場		○			⑩ 多摩NTT市場		○		○
					⑪ 葛西市場		○		○

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(3) 市場別の所在地及び規模
各市場の所在地、敷地面積、建物面積、1日当たり取扱数量、1日当たり取扱金額は以下のとおりである。

表A-2-2 市場別の所在地及び規模 (令和4年4月1日現在)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	令和3年1日当たり取扱数量		令和3年1日当たり取扱金額 (百万円)	
				1日当たり取扱数量	1日当たり取扱金額		
豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	354,953	519,103	水産 1,296 t 青果 920 t	水産 1,478 青果 315		
食肉市場 (と場を含む)	港区港南2-7-19	64,108	94,379 市場 72,049 と場 22,330	食肉 314 t	食肉 554 (副産物を含む)		
大田市場	大田区東海3-2-1 ただし、花きは 大田区東海2-2-1	386,426	308,830	水産 15 t 青果 3,875 t 254万本 花き	水産 18 青果 1,180 189		
豊島市場	豊島区奥鴨5-1-5	23,334	20,190	青果 301 t	青果 68		
淀橋市場	新宿区 北新宿4-2-1	23,583	39,333	青果 804 t	青果 216		
足立市場	足立区 千住橋戸町50	42,675	26,544	水産 42 t	水産 44		
板橋市場	板橋区高島平 6-1-5	61,232	51,440	青果 381 t 46万本 花き	青果 88 26		
世田谷市場	世田谷区 大蔵1-4-1	41,482	65,302	青果 154 t 75万本 花き	青果 36 43		
北足立市場	足立区 入谷6-3-1	61,076	77,823	青果 470 t 48万本 花き	青果 129 25		
多摩ニュー タウン市場	多摩市永山7-4	57,153	19,947	青果 89 t	青果 20		
葛西市場	江戸川区 臨海町3-4-1	74,515	59,515	水産 424 t 44万本 花き	水産 108 21		
全市場計	11市場	1,190,537	1,282,407	水産 1,353 t 青果 7,418 t 食肉 314 t 467万本 花き	水産 1,541 青果 2,161 554 283		

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要
(注) 1 花きの取扱数量は「切花換算」である。
2 数値は単位未満を四捨五入しているので、合計数値と内訳数値の合計とは一致しない場合がある。

(4) 各市場の市場関係業者
各市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、関連事業者、売買参加者は以下のとおりである。

表A-2-3 各市場の市場関係業者数 (令和4年4月1日現在)

名称	卸売業者	仲卸業者	関係事業者			合計	売買参加者	
			流通補完 業務	物販・ 飲食業務	加工・ サービス 業務		水産	青果
豊洲市場	水産 7 青果 3	水産 471 青果 95	18	106	20	144	水産 291 青果 525	
食肉市場 (と場を含む)	食肉 1	食肉 24	0	3	5	8	食肉 157	
大田市場	水産 1 花き 2	水産 33 青果 162 花き 18	8	67	5	80	水産 14 青果 1,068	
豊島市場	青果 1	青果 9	0	5	1	6	青果 181	
淀橋市場	青果 1	青果 15	0	4	2	6	青果 434	
足立市場	水産 2	水産 43	1	18	1	20	水産 37	
板橋市場	青果 2 花き 1	青果 9 花き 7	1	6	1	8	青果 212 花き 515	
世田谷市場	青果 1 花き 2	青果 7 花き 6	0	6	1	7	青果 197 花き 1,003	
北足立市場	青果 1 花き 1	青果 14 花き 8	0	8	2	10	青果 295 花き 431	
多摩ニュー タウン市場	青果 1	青果 3	0	0	1	1	青果 33	
葛西市場	水産 10 青果 15 食肉 1	水産 547 青果 323 食肉 24	1	7	1	9	水産 220 青果 596 342	
全市場計	水産 10 青果 15 食肉 1 花き 7	水産 547 青果 323 食肉 24 花き 45	29	230	40	299	水産 3,165 青果 3,947 157	

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(5) 各市場の概要
各市場の概要は以下のとおりである。なお、表中の取扱数量は、令和4年における1日当たりの数量である。

ア 豊洲市場

業務開始	平成30年10月11日
取扱数量	水産物：1,210t、青果物：872t
概況	築地市場から移転した東京都中央卸売市場では最も新しい水産物・青果物を取り扱う首都圏の基幹市場で、水産物については、国内最大の取扱量である。令和3年の取扱量は年間で約33.3万トン、取扱金額は約3,800億円であり、世界二番目の取扱量であるスペインの「ブリード」にある魚市場「メルカアブリード」を大きく引き離している。

イ 食肉市場

業務開始	昭和41年12月19日（市場）、昭和11年12月1日（と場）
取扱数量	食肉：328t
概況	東京都中央卸売市場で唯一食肉を取り扱う市場で、と場を併設している。全国の建値市場としての機能を有している。

ウ 大田市場

業務開始	平成元年5月6日（青果）、平成元年9月18日（水産） 平成2年9月8日（花き）
取扱数量	水産物：15t、青果物：3,792t、 花き：250万本（切花換算）
概況	水産物・青果物・花きを取り扱う総合市場であり、青果物及び花きについては、施設規模及び取扱量ともに国内最大である。

エ 豊島市場

業務開始	昭和12年3月25日
取扱数量	青果物：274t
概況	豊島区、北区、板橋区、文京区等の城北地域を中心に青果物を供給している市場である。

オ 淀橋市場

業務開始	昭和14年2月16日
取扱数量	青果物：797t
概況	新宿副都心に隣接し、供給圏は新宿区、中野区、杉並区が中心で、青果物では大田市場、豊洲市場に次ぐ取扱量である。

カ 足立市場

業務開始	昭和20年2月11日
取扱数量	水産物：41t
概況	かつての総合市場から水産物市場に変わり、城北地域の拠点市場として需要に 대응している。

キ 板橋市場

業務開始	昭和47年2月28日（青果）、平成5年2月24日（花き）
取扱数量	青果物：363t、花き：48万本（切花換算）
概況	豊島市場の板橋・王子の2分場を整理統合し、周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

ク 世田谷市場

業務開始	昭和47年3月27日（青果）、平成13年4月14日（花き）
取扱数量	青果物：149t、花き：72万本（切花換算）
概況	旧荏原市場の世田谷・調布・玉川3分場を整理統合し、周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

ク 北足立市場

業務開始	昭和54年9月17日（青果）、昭和63年4月25日（花き）
取扱数量	青果物：429t、花き：45万本（切花換算）
概況	足立市場の過密を緩和し、青果物流通の円滑化を図るため、足立市場の青果部を移転し、足立区とその周辺区部を供給対象に開設した市場である。

(2) 分掌事務
中央卸売市場の分掌事務は、以下のとおりである。

表A-3-1 中央卸売市場の分掌事務 (令和5年8月1日現在)

部	課	分 掌 事 務
管 理 部	市場政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場事務事業の企画及び総合調整に関すること。 2 市場施策の調査研究に関すること。 3 中央卸売市場及び芝浦屠場並びに地方卸売市場の経営計画に関すること(他の部及び課に属するものを除く。) 4 中央卸売市場事務事業の進行管理に関すること。 5 中央卸売市場事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 6 東京都卸売市場審議会に関すること。 7 中央卸売市場及び芝浦屠場の施設の整備に係る計画及び調整に関すること(他の部及び課に属するものを除く。) 8 中央卸売市場内の衛生に係る連絡調整に関すること。
	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場の予算に関すること。 2 中央卸売市場の財政計画及び資金計画に関すること。 3 中央卸売市場の決算及び会計に関すること。 4 使用料、手数料その他歳入の測定及び徴収並びに保証金に関すること。 5 中央卸売市場の契約に関すること。 6 中央卸売市場の土地、建物その他の設備の管理及び使用許可の総合調整に関すること。 7 中央卸売市場関係従事者の福利厚生との連絡調整に関すること。 8 中央卸売市場施設の公開に関すること。 9 築地市場跡地利用に係る計画及び調整に関すること。 10 築地市場跡地管理に関すること。
総務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場の組織及び定款に関すること。 2 中央卸売市場所属職員の仕事に関すること。 3 中央卸売市場所属職員の福利厚生に関すること。 4 中央卸売市場事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5 中央卸売市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6 中央卸売市場の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7 中央卸売市場の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8 行政処分に係る聴聞及び審査会に関すること。 9 卸売市場関係団体との連絡調整に関すること(他の部及び課に属するものを除く。) 10 中央卸売市場事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 11 中央卸売市場事務事業の広報及び広聴に関すること。 12 生鮮食料品等流通実態普及事業の総合調整に関すること。 13 中央卸売市場内の整理及び取締りに係る連絡調整に関すること。 14 豊洲市場との連絡調整に関すること。 15 中央卸売市場内他の部及び課に属しないこと。

部	課	分 掌 事 務
事 業 部	業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場関係業務に係る計画及び総合調整に関すること。 2 中央卸売市場取引業務運営協議会に関すること。 3 中央卸売市場関係業務の調査及び指導監督に関すること。 4 中央卸売市場卸売物品の日報の発行に関すること。 5 生鮮食料品等の安全及び表示の適正化に係る連絡調整に関すること。 6 生鮮食料品等の市況に関すること。 7 各種統計資料の作成に関すること。 8 業務システム等の管理及び運営に関すること。 9 中央卸売市場取扱物品の取引の連絡調整に関すること。 10 卸売市場関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 11 地方卸売市場に関すること(他の部に属するものを除く。) 12 中央卸売市場取引業務の巡回調査及び改善指導に関すること。 13 中央卸売市場関係業者の検査、改善指導及び経営等支援に関すること。 14 中央卸売市場関係業者の移転支援に係る調整及び支援の実施に関すること。 15 部内他の課に属しないこと。
	施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2 保全計画に基づく土地、建物その他の施設及び設備の維持に関すること。 3 築地市場跡地利用に係る土地、建物その他の施設の工事の設計及び施行に関すること。
豊 洲 市 場	管 理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 市場の予算、決算及び会計に関すること。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5 土地、建物その他の設備の管理及び使用許可に関すること。 6 岸壁さん橋設備の管理及び使用許可に関すること。 7 使用料、手数料その他歳入の測定及び徴収に関すること。 8 サーチス業務の調査及び指導監督に関すること。 9 市場内他の課に属しないこと。
	設 備 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2 電気、電話、給水、排水等の設備の維持管理及び使用許可に関すること。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4 公正な取引の確保に関すること。 5 関係通過物の調査確認に関すること。 6 水産物及び青果物の市況に関すること。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。
	水産品課	

部	課	分 掌 事 務
食 肉 市 場	設 備 課	1 市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の維持に関する事 2 市場及び芝浦屠場の冷蔵庫、電気、電話、給水及び排水の設備の維持管理並びに使用許可に関する事。 3 サービス業務の調査及び指導監督に関する事。 4 市場内他の課に属しない事。
		1 取扱物品の取引に関する事。 2 関係業務の調査及び指導監督に関する事。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関する事。 4 公正な取引の確保に関する事。 5 関係通過物の調査確認に関する事。 6 畜産物の市況に関する事。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関する事。 8 市場所屬職員への衛生知識の普及啓発に関する事。 9 市場及び芝浦屠場に係る衛生対策の企画、調整及び推進に関する事。 10 市場及び芝浦屠場における畜産物の食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関する事。 11 大動物及び小動物の伝染病予防対策の調整に関する事。
		1 大動物のと畜解体業務に関する事。 2 大動物の伝染病予防及び治療に関する事。 3 と畜の衛生保持に関する事。
	作 業 第 一 課	1 小動物のと畜解体業務に関する事。 2 小動物の伝染病予防及び治療に関する事。
	作 業 第 二 課	

部	課	分 掌 事 務
大 田 市 場	市場管理課	1 市場所屬職員の仕事及び給与に関する事。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 3 市場の予算、決算及び会計に関する事。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関する事。 5 土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関する事。 6 使用料、手数料その他の職人の測定及び徴収に関する事。 7 サービス業務の調査及び指導監督に関する事。 8 市場内他の課に属しない事。
		1 取扱物品の取引に関する事。 2 関係業務の調査及び指導監督に関する事。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関する事。 4 公正な取引の確保に関する事。 5 関係通過物の調査確認に関する事。 6 水産物、青果物及び花きの市況に関する事。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関する事。 8 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関する事。
豊 島 市 場 淀 橋 市 場 足 立 市 場 板 橋 市 場 世 田 谷 市 場 北 足 立 市 場 多 摩 ニ ュ ー タ ウ ン 市 場 西 市 場	業 務 課	1 市場所屬職員の仕事及び給与に関する事。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 3 市場の予算、決算及び会計に関する事。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関する事。 5 土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関する事。 6 使用料、手数料その他の職人の測定及び徴収に関する事。 7 サービス業務の調査及び指導監督に関する事。 8 取扱物品の取引に関する事。 9 関係業務の調査及び指導監督に関する事。 10 関係業者及び団体との連絡調整に関する事。 11 公正な取引の確保に関する事。 12 関係通過物の調査確認に関する事。 13 生鮮食料品等の市況に関する事。 14 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関する事。 15 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関する事。

令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

(3) 職員定数
中央卸売市場の職員定数は、以下のとおりである。

表A-3-2 中央卸売市場の職員定数 (令和5年8月1日現在)

所 属	職 種	管 理 職			一 般 職 員			合 計
		事務	技術	計	事務	技術	技 能 員 計	
管 理 部		8		8	54			62
総 務 課		5		5	21			26
市 場 政 策 課		2		2	15			17
財 務 課		1		1	18			19
事 業 部		4	1	5	25	23		53
業 務 課		4		4	23	1		28
施 設 課			1	1	2	22		25
豊 洲 市 場		3	1	4	28	26		58
管 理 課		2		2	15			17
設 備 課			1	1		23		24
水 産 農 産 品 課		1		1	13	3		17
食 肉 市 場		2	4	6	21	22	245	294
管 理 課		2		2	11			13
設 備 課			1	1		17	2	20
業 務 衛 生 課			1	1	4	2		7
作 業 第 一 課			1	1	2	2	155	160
作 業 第 二 課			1	1	4	1	88	94
大 田 市 場		3		3	19	8		30
市 場 管 理 課		2		2	8	8		18
業 務 課		1		1	11			12
豊 島 市 場		1		1	5	1		7
淀 橋 市 場		1		1	6	1	6	14
足 立 市 場		1		1	4	2		7
板 橋 市 場		1		1	6	1		8
世 田 谷 市 場		1		1	6	1		8
北 足 立 市 場		1		1	6	1		8
多 摩 ニュータウン市場		1		1	4			5
葛 西 市 場		1		1	6	1		8
合 計		28	6	34	190	87	251	528
職 層 別		理 参 事 12 副 参 事 35			課長代理 100			562

※職層別欄の数は現員数である。

令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

4 財政状況
(1) 中央卸売市場会計
ア 概況

中央卸売市場会計は、昭和47年度から平成元年度まで経常損益での赤字が続
き、昭和63年度の旧神田市場等の跡地売却に伴う受取利息の増加により、平成
2年度から平成6年度まで黒字となったが、営業費用の増加と受取利息の低下
などにより、平成7年度に再び赤字となり、それ以後、赤字幅が拡大していた。
このため、経費節減等、事業の効率的運営を徹底するとともに、平成12年4
月に16%（12年度8%、13年度14%、14年度16%の段階的実施）の使用料改
定を行い、平成19年度に企業債繰上償還による支払利息の圧縮を行った。
その結果、平成12年度から平成27年度にかけて黒字で推移してきたが、平
成28年度以降は、豊洲市場への移転準備経費の増加や豊洲市場の減価償却費等
の影響などにより、赤字となっている。

イ 予算の状況
令和3年度及び令和4年度の予算の状況は以下のとおりである。

表A-4-1 令和3年度及び令和4年度の当初予算額（収益的収支）（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度	増△減
売上高割使用料	3,650,870	3,589,937	△60,933
施設使用料	8,968,130	8,988,063	19,933
雑収益	5,142,040	4,862,548	△279,492
営業収益計	17,761,040	17,440,548	△320,492
一般会計補助金	3,142,000	2,996,000	△146,000
受取利息その他	1,934,960	2,033,452	98,492
営業外収益計	5,076,960	5,029,452	△47,508
収入合計	22,838,000	22,470,000	△368,000
管理費	19,117,465	18,651,544	△465,921
業務費	181,108	170,086	△11,022
減価償却費等	14,113,360	14,061,882	△51,478
営業費用計	33,411,933	32,883,512	△528,421
生鮮食料品流通対策費	1,768,733	1,643,292	△125,441
支払利息及び企業債取組諸費	1,000,096	995,906	△4,190
繰延勘定償却等	279,738	495,607	215,869
営業外費用計	3,048,567	3,134,805	86,238
予備費	1,000	1,000	-
特別損失	449,500	7,455,683	7,006,183
支出合計	36,911,000	43,475,000	6,564,000
収支差引額	△14,073,000	△21,005,000	△6,932,000